

(別記様式第1号)

| | |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 平成27年度 |
| 計画主体 | 吉岡町 |

吉岡町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 吉岡町 産業建設課産業振興室
所在地 北群馬郡吉岡町大字下野田560番地
電話番号 0279-54-3111
FAX番号 0279-54-8681
メールアドレス sangyo@town.yoshioka.gunma.jp

目 次

| | ページ |
|--|-----|
| 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域 | 2 |
| 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針 | 2～3 |
| (1) 被害の現状（平成26年度） | |
| (2) 被害の傾向 | |
| (3) 被害の軽減目標 | |
| (4) 従来講じてきた被害防止対策 | |
| (5) 今後の取組方針 | |
| 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項 | 3～5 |
| (1) 対象鳥獣の捕獲体制 | |
| (2) その他捕獲に関する取組 | |
| (3) 対象鳥獣の捕獲計画 | |
| (4) 許可権限委譲事項 | |
| 4. 防護策の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項 | 5～6 |
| (1) 侵入防止柵の整備計画 | |
| (2) その他被害防止に関する取組 | |
| 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ 又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項 | 6 |
| 6. 被害防止施策の実施体制に関する事項 | 6～7 |
| (1) 被害防止対策協議会 | |
| (2) 関係機関に関する事項 | |
| (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項 | |
| (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項 | |
| 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項 | 7 |
| 8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項 | 7 |

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--------------------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ハクビシン、カラス、タヌキ、アライグマ、ニホンジカ |
| 計画期間 | 平成28年度～平成30年度 |
| 対象地域 | 群馬県北群馬郡吉岡町全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成26年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|-------|-------------------------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 野菜 | 10a 25.5万円 |
| ハクビシン | 野菜・果樹 | 5a 3.2万円 |
| カラス | 果樹 | 農作物への被害は発生しているが、具体的な被害金額は未調査。 |
| タヌキ | 野菜・果樹 | |
| アライグマ | 野菜・果樹 | |
| ニホンジカ | 野菜 | |

(2) 被害の傾向

| | |
|-------|---------------------------------------|
| イノシシ | 以前から管内に生息しており頭数も増加傾向にあり農作物に被害を及ぼしている。 |
| ハクビシン | 人家近くの畑等の野菜、果樹等に被害が発生している。 |
| カラス | 年間を通し、果樹等に被害が発生している。 |
| タヌキ | 人家近くの畑等の野菜、果樹等に被害が出始めている。 |
| アライグマ | 人家近くの畑等の野菜、果樹等に被害が出始めている。 |
| ニホンジカ | 近年、出没し始めて頭数も増加傾向にあり農作物に被害を及ぼしている。 |

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（平成26年度） | 目標値（平成30年度） |
|-------|--|-------------|
| イノシシ | 10a 25.5万円 | 5a 10万円 |
| ハクビシン | 5a 3.2万円 | 0.5a 2万円 |
| カラス | 被害が現状以上拡大しないよう農作物残渣の適正処理の推進、吉岡町猟友会と連携し有害鳥獣捕獲等の被害対策に取り組む。 | |
| タヌキ | | |
| アライグマ | | |
| ニホンジカ | | |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|---|--|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲奨励金の助成 ・ 猟友会への捕獲委託 捕獲個体については、従事者が埋設処理を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者の減少に伴い、担い手の育成が急務となっている。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害農業者等と被害の傾向を把握し、防護柵の設置を検討 |

(5) 今後の取組方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者に対してわな免許取得を推進する。 ・ 野生動物が寄りつかない環境を作るよう、農作物残渣の適正処理の徹底を図る。 |
|---|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|--|
| <p>群馬県第11次鳥獣保護管理事業計画に基づく捕獲隊を設置し、吉岡町猟友会への捕獲委託により実施する。また、わな免許所持者である被害農業者については猟友会と連携し捕獲体制を補完する。</p> |
|--|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|--------|---|---|
| 平成28年度 | イノシシ ハクビシン カラス タヌキ アライグマ ニホンジカ | 猟友会と連携し、効果的な捕獲器材を導入し捕獲にあたる。 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。 |

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|--------|---|--|
| 平成29年度 | イノシシ ハクビシン カラス タヌキ アライグマ ニホンジカ | <p>猟友会と連携し、効果的な捕獲器材を導入し捕獲にあたる。</p> <p>捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。</p> |
| 平成30年度 | イノシシ ハクビシン カラス タヌキ アライグマ ニホンジカ | <p>猟友会と連携し、効果的な捕獲器材を導入し捕獲にあたる。</p> <p>捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。</p> |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | |
|---|---------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により鳥獣毎に捕獲計画を設定する。 | |
| イノシシ | 年々被害が拡大していることから、捕獲を強化する。 |
| ハクビシン | 繁殖力が高く農作物への被害が拡大する可能性があることから、捕獲を強化する。 |
| カラス | 果樹等への被害が発生していることから、捕獲を強化する。 |
| タヌキ | 被害や目撃情報が多く寄せられており、積極的な捕獲を行う。 |
| アライグマ | 被害や目撃情報が多く寄せられており、積極的な捕獲を行う。 |
| ニホンジカ | 繁殖力が高く農作物への被害が拡大する可能性があることから、捕獲を強化する。 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|--------|--------|
| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| イノシシ | 10頭 | 10頭 | 10頭 |
| カラス | 30羽 | 30羽 | 30羽 |
| ハクビシン | 15頭 | 15頭 | 15頭 |
| タヌキ | 5頭 | 5頭 | 5頭 |
| アライグマ | 6頭 | 6頭 | 6頭 |
| ニホンジカ | 2頭 | 2頭 | 2頭 |

| 捕獲等の取組内容 | |
|----------|---------------------------------------|
| イノシシ | 年間を通じ農作物への被害が発生していることから、捕獲檻等による捕獲を行う。 |
| カラス | 果樹等への被害が発生していることから、銃器により捕獲、追い払いを行う。 |
| ハクビシン | 農作物への被害が発生していることから、捕獲檻による捕獲を行う。 |
| タヌキ | 農作物への被害が発生していることから、捕獲檻による捕獲を行う。 |
| アライグマ | 農作物への被害が発生していることから、捕獲檻による捕獲を行う。 |
| ニホンジカ | 年間を通じ農作物への被害が発生していることから、捕獲檻等による捕獲を行う。 |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
| 実施隊の設置なし |

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| | |
|------|------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 該当なし | 該当なし |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|------|----|----|
| | 年度 | 年度 | 年度 |
| | | | |
| | | | |

(2) その他被害防止に関する取組

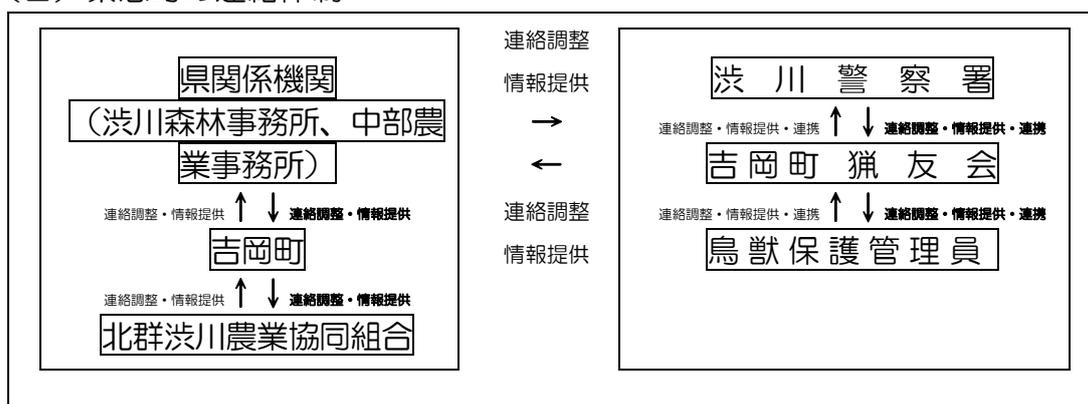
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|--------|--------------------------------|---|
| 平成28年度 | イノシシ、ハクビシン、カラス、タヌキ、アライグマ、ニホンジカ | 関係機関と連携し各種研修会を開催し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。 森林周辺部の伐採、刈り払い等による緩衝地帯の設置、野生動物が忌避する設備の設置等の追い払い活動を行う。 |
| 平成29年度 | イノシシ、ハクビシン、カラス、タヌキ、アライグマ、ニホンジカ | 関係機関と連携し各種研修会を開催し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。 森林周辺部の伐採、刈り払い等による緩衝地帯の設置、野生動物が忌避する設備の設置等の追い払い活動を行う。 |
| 平成30年度 | イノシシ、ハクビシン、カラス、タヌキ、アライグマ、ニホンジカ | 関係機関と連携し各種研修会を開催し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。 森林周辺部の伐採、刈り払い等による緩衝地帯の設置、野生動物が忌避する設備の設置等の追い払い活動を行う。 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|---------------|-----------------|
| 吉岡町猟友会 | 有害鳥獣の捕獲、追い払い等 |
| 鳥獣保護管理員 | 地域巡回、情報提供 |
| 中部農業事務所 | 技術供与と指導助言、情報提供 |
| 渋川森林事務所 | 技術供与と指導助言、情報提供 |
| 渋川警察署 | 地域巡回、情報提供、警戒、広報 |
| 北群渋川農業協同組合 | 被害農家との連携、調査協力 |
| 吉岡町産業建設課産業振興室 | 被害調査及び連絡調整、情報提供 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会

| | |
|--------------|------------------------------|
| 被害防止対策協議会の名称 | 吉岡町有害鳥獣対策協議会 (平成30年度設立予定) |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| | |
| | |
| | |
| | |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------------|-----------------|
| 吉岡町猟友会 | 有害鳥獣の捕獲、追い払い等 |
| 鳥獣保護管理員 | 地域巡回、情報提供 |
| 中部農業事務所 | 技術供与と指導助言、情報提供 |
| 渋川森林事務所 | 技術供与と指導助言、情報提供 |
| 渋川警察署 | 地域巡回、情報提供、警戒、広報 |
| 北群渋川農業協同組合 | 被害農家との連携、調査協力 |
| 吉岡町産業建設課産業振興室 | 被害調査及び連絡調整、情報提供 |
| 吉岡町自治会連合会 | 被害情報供与、情報周知 |
| 渋川地区広域森林組合 | 地域巡回、情報提供 |
| 被害農家 | 聞き取り調査等協力 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|--------------|
| 現時点では設置予定なし。 |
|--------------|

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

| |
|---|
| 担い手を確保するため、県が実施する農業者を対象としたわな免許の講習会等へ積極的に参加し、被害防止施策の実施体制を整備する。 |
|---|

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

| |
|---|
| <p>イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ニホンジカについては、猟友会に処分を委ねることとする。</p> <p>カラスについては、生態系に影響を与えない方法で埋設する。</p> <p>その他については、埋設処分等による適切な処理を実施する。</p> |
|---|

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、地域住民、関係機関等と連携し、町内全域の被害状況の把握に努め、効果的な駆除及び防止対策が図れるよう努める。